

山梨県公報

号外第五十号

令和三年

十二月一日

水曜日

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流土砂流出防備保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

七二〇・七一ヘクタール
一七・一〇ヘクタール
一、〇五六・八一ヘクタール
一四〇・九〇ヘクタール
一一九・一八ヘクタール
一七二・四八ヘクタール

○令和三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

● 令和三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと
おり公表する。

令和三年十二月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九三・六〇ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・二六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一二七・二五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・九四ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六七八・八七ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五四・五六ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	六・二六ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇二九・一九ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三九・二七ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番